

## 【学校感染症の種類と出席停止の期間】(学校保健安全法施行規則第19条)

種別	疾患名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下線又は舌下線の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	結核	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	<p>病状により、学校医等において感染のおそれがないと認めるまで</p> <p>※ただし、「その他の感染症」は、直ちに「出席停止」にはなりません。 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症など</p>